

令和6年3月五島市議会定例会議案表

(令和6年2月26日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 3 号	五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1
議案第 4 号	五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金条例の制定について	2
議案第 5 号	五島市洋上風車夢基金条例の制定について	4
議案第 6 号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	6
議案第 7 号	五島市水道事業給水条例及び五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	8
議案第 8 号	五島市児童遊園条例及び五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について	10
議案第 9 号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12
議案第 10 号	五島市立保育事業所条例の一部改正について	14
議案第 11 号	五島市介護保険条例の一部改正について	15
議案第 12 号	五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について	17
議案第 13 号	五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について	38
議案第 14 号	五島市富江農村広場条例の廃止について	41
議案第 15 号	五島市民福江プール条例の廃止について	42
議案第 16 号	五島市夜間照明施設の利用に関する条例の一部改正について	43
議案第 17 号	五島市繁敷地区集会施設条例の一部改正について	44

議案第18号	五島市水産荷さばき所等条例の一部改正について	45
議案第19号	五島市漁港管理条例の一部改正について	46
議案第20号	五島市営住宅管理条例の一部改正について	47
議案第21号	五島市空家等対策の推進に関する条例及び五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について	48
議案第22号	五島市公民館条例の一部改正について	50
議案第23号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	51
議案第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	54
議案第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	57
議案第26号	工事請負契約の変更について	62
議案第27号	市道路線の廃止について	63
議案第28号	市道路線の認定について	67
議案第29号	令和5年度五島市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議案第30号	令和5年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第31号	令和5年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第32号	令和5年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第33号	令和5年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第34号	令和5年度五島市本山財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊

議案第 35 号	令和 5 年度五島市交通船事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 36 号	令和 5 年度五島市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 37 号	令和 6 年度五島市一般会計予算	別冊
議案第 38 号	令和 6 年度五島市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第 39 号	令和 6 年度五島市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 40 号	令和 6 年度五島市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 41 号	令和 6 年度五島市診療所事業特別会計予算	別冊
議案第 42 号	令和 6 年度五島市大浜財産区特別会計予算	別冊
議案第 43 号	令和 6 年度五島市本山財産区特別会計予算	別冊
議案第 44 号	令和 6 年度五島市港湾整備事業特別会計予算	別冊
議案第 45 号	令和 6 年度五島市交通船事業特別会計予算	別冊
議案第 46 号	令和 6 年度五島市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第 47 号	令和 6 年度五島市水道事業会計予算	別冊
議案第 48 号	令和 6 年度五島市下水道事業会計予算	別冊
報告第 1 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	70
報告第 2 号	専決処分の報告について（令和 5 年度五島市一般会計補正予算（第 8 号））	別冊

## 議案第 3 号

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

五島市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるようになったこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第4号

五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金条例の制定について  
五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

### 五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金条例

#### (設置)

第1条 浮体式洋上風力発電施設と共生する漁業の振興を図るため、五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (基金の原資)

第2条 基金は、五島フローティングウィンドファーム合同会社からの寄附金をもって充てる。

2 前項に定めるもののほか、基金の原資として、毎年度別に予算で定める額を積み立てるものとする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

浮体式洋上風力発電施設と共生する漁業の振興を図るために要する経費の財源に充てるため、五島市浮体式洋上風力発電漁業振興基金を設置することから、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第5号

五島市洋上風車夢基金条例の制定について

五島市洋上風車夢基金条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市洋上風車夢基金条例

(設置)

第1条 人材育成を目的とした五島市立の小学校の児童及び中学校の生徒に対する教育並びに環境保全の推進を図るため、五島市洋上風車夢基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の原資)

第2条 基金は、五島フローティングウィンドファーム合同会社からの寄附金をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

人材育成を目的とした五島市立の小学校の児童及び中学校の生徒に対する教育並びに環境保全の推進を図るために要する経費の財源に充てるため、五島市洋上風車夢基金条例を設置することから、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第6号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(五島市税条例の一部改正)

第1条 五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例の一部改正)

第2条 五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年五島市条例第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

五島市税外収入の督促及び延滞金に関する条例

第1条中「督促手数料」を「督促」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「第2条」を「前条」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「督促手数料」を「延滞金」に、「延滞金」を「督促した税外収入金」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条中「督促手数料及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(五島市介護保険条例の一部改正)

第3条 五島市介護保険条例（平成16年五島市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

## 第8条 削除

(五島市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第4条 五島市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成16年五島市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

(五島市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 五島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年五島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の五島市税条例第21条の規定、第2条の規定による改正前の五島市税外収入督促手数料及び延滞金条例第3条の規定及び第4条の規定による改正前の五島市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例第9条第2項の規定により徴収する督促手数料並びに第3条の規定による改正前の五島市介護保険条例第8条及び第5条の規定による改正前の五島市後期高齢者医療に関する条例第5条に規定する督促手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

市税等について、令和6年度以降に行う督促に係る督促手数料を廃止するため、関係する条例について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第 7 号

五島市水道事業給水条例及び五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

五島市水道事業給水条例及び五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市水道事業給水条例及び五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(五島市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 五島市水道事業給水条例（平成 1 6 年五島市条例第 2 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条及び第 3 8 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 五島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年五島市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）等の一部改正により、水道の整備及び管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、所要

の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

五島市児童遊園条例及び五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

五島市児童遊園条例及び五島市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市児童遊園条例及び五島市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(五島市児童遊園条例の一部改正)

第 1 条 五島市児童遊園条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表三井楽児童遊園の項を削る。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 9 条を削り、第 1 0 条を第 8 条とする。

(五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 五島市附属機関の設置等に関する条例（令和 3 年五島市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部五島市児童遊園運営協議会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成 1 6 年五島市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 児童遊園運営協議会委員の項を削る。

(提案理由)

市内の児童遊園について、児童厚生施設としての性質を廃止すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第9号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年五島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

### 附 則

この条例中第15条第1項第2号及び第36条第3項の改正規定は公布の日から、第23条及び第53条第2項第2号の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第10号

五島市立保育事業所条例の一部改正について

五島市立保育事業所条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市立保育事業所条例の一部を改正する条例

五島市立保育事業所条例（平成27年五島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表奈留さくら保育所の項中「五島市奈留町浦468番地112」を「五島市奈留町浦1225番地1」に改める。

第5条第2項中「午前7時15分から午後6時15分まで」を「午前8時から午後5時45分まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、土曜日の保育時間は、午前8時から正午までとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈留さくら保育所について、令和6年度から園舎の移設及び保育時間の短縮をするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第11号

五島市介護保険条例の一部改正について

五島市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市介護保険条例の一部を改正する条例

五島市介護保険条例（平成16年五島市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「39,960円」を「37,010円」に改め、同項第2号中「59,940円」を「55,730円」に改め、同項第3号中「59,940円」を「56,130円」に改め、同項第4号中「71,920円」を「73,220円」に改め、同項第5号中「79,920円」を「81,360円」に改め、同項第6号中「99,900円」を「101,700円」に改め、同項第7号中「107,890円」を「109,830円」に改め、同項第8号中「123,870円」を「126,100円」に改め、同項第9号中「139,860円」を「195,260円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第8号の次に次の4号を加える。

(9) 政令第39条第1項第9号に掲げる者 142,380円

(10) 政令第39条第1項第10号に掲げる者 154,580円

(11) 政令第39条第1項第11号に掲げる者 170,850円

(12) 政令第39条第1項第12号に掲げる者 187,120円

第4条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「55,950円」を「55,740円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「39,960円」を「39,460円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,980円」を「23,190円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項の次に次の4項を加

える。

5 令和6年度から令和8年度までの政令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は、420万円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの政令第39条第1項第10号イの市町村の定める額は、520万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの政令第39条第1項第11号イの市町村の定める額は、620万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの政令第39条第1項第12号イの市町村の定める額は、720万円とする。

第6条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第12号

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例

(五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正)

第1条 五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年五島市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項ただし書中「業務又は」を「職務又は」に改め、同条第5項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に、「業務」を「職務」に改める。

第7条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条第9号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用

者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内の」を削る。

第51条第7号を同条第9号とし、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9第6号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条第5項中「業務」を「職務」に改める。

第62条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第70条第6号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項中「業務」を「職務」に改め、同項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第10項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第83条第1項ただし書中「業務に」を「職務に」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第92条第5号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。



(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第110条第4項及び第5項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第111条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条第3項を同条第8項とし、同条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に

対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第5項及び第6項ただし書中「業務」を「職務」に改め、同条第7項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第8項及び第9項中「業務」を「職務」に改め、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第147条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させる

ことができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第3項中「業務」を「職務」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第10項、第11項ただし書及び第16項中「業務」を「職務」に改める。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「業務」を「職務」に改め、同条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「第4項まで」の次に「及び第106条の2」を加える。

第187条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項各号列記以外の部分中「業務」を「職務」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同条第11項中「業務」を「職務」に改める。

第192条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条第11号を同条第12号とし、同条第7号から同条第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）

第2条 五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年五島市条例第13号）

の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「業務」を「職務」に改める。

第6条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。））」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって作成する」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製する」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限す

る行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号から同条第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項中「業務」を「職務」に改め、同項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第10項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第45条第1項ただし書中「業務に」を「職務に」に改め、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号）。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する



指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体の拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第71条第4項及び第5項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第72条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条第3項を同条第8項とし、同条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）

第3条 五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年五島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同項ただし書中「業務」を「職務」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者

とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章」の次に「（第31条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事

項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間

において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第34条に1項を加える改正規定、第2条中五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例第32条に1項を加える改正規定及び第3条中五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例第22条に1項

を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号、第2条の規定による改正後の五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）  
、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第13号

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例（平成30年五島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第

38号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 14 号

五島市富江農村広場条例の廃止について

五島市富江農村広場条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市富江農村広場条例を廃止する条例

五島市富江農村広場条例（平成 16 年五島市条例第 167 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

富江農村広場を廃止するため、五島市富江農村広場条例を廃止する必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 15 号

五島市民福江プール条例の廃止について

五島市民福江プール条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市民福江プール条例を廃止する条例

五島市民福江プール条例（平成 16 年五島市条例第 247 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市民福江プールを廃止するため、五島市民福江プール条例を廃止する必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

五島市夜間照明施設の利用に関する条例の一部改正について

五島市夜間照明施設の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市夜間照明施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

五島市夜間照明施設の利用に関する条例（平成16年五島市条例第251号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	五島市立崎山小学校	2時間ごと 3,800円	を
	五島市立奥浦小学校		
	五島市立翁頭中学校		

」

「

五島市立奥浦小学校	2時間ごと 3,800円	に改める。
五島市立翁頭中学校		

」

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

五島市立崎山小学校の夜間照明施設を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 17 号

五島市繁敷地区集会施設条例の一部改正について

五島市繁敷地区集会施設条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市繁敷地区集会施設条例の一部を改正する条例

五島市繁敷地区集会施設条例（平成 16 年五島市条例第 183 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「五島市富江町繁敷 751 番地イ」を「五島市富江町繁敷 750 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

繁敷地区集会施設の位置に関する規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第18号

五島市水産荷さばき所等条例の一部改正について

五島市水産荷さばき所等条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口市太郎

五島市水産荷さばき所等条例の一部を改正する条例

五島市水産荷さばき所等条例（平成16年五島市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号を次のように改める。

- (3) 日曜日（福江水産荷さばき所（第2荷さばき所に限る。）及び奈留水産荷さばき所を除く。）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

水産荷さばき所の一部の施設について、日曜日を休業日とすること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第19号

五島市漁港管理条例の一部改正について

五島市漁港管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市漁港管理条例の一部を改正する条例

五島市漁港管理条例（平成16年五島市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第20条第1項中「又は占用の」を「若しくは占用の」に改め、「者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

別表第5中「許可」の次に「又は法第43条第1項の規定による認定」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の一部改正に伴い、土砂採取料等の納付対象者に、漁港管理者から漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者に加えるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

五島市営住宅管理条例の一部改正について

五島市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市営住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市営住宅管理条例（平成16年五島市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第21号

五島市空家等対策の推進に関する条例及び五島市附属機関の設置等に関する  
条例の一部改正について

五島市空家等対策の推進に関する条例及び五島市附属機関の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口市太郎

五島市空家等対策の推進に関する条例及び五島市附属機関の設置等に関する  
条例の一部を改正する条例

(五島市空家等対策の推進に関する条例の一部改正)

第1条 五島市空家等対策の推進に関する条例(平成27年五島市条例第41号)  
の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第7条中「第6条」を「第7条」に、「第14条第1項から第3項まで」を  
「第13条及び第22条第1項から第3項まで」に、「第7条第1項」を「第8  
条第1項」に改める。

(五島市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 五島市附属機関の設置等に関する条例(令和3年五島市条例第31号)の  
一部を次のように改正する。

別表市長の部五島市空家等対策協議会(空家等対策の推進に関する特別措置法  
(平成26年法律第127号。以下この項において「法」という。))第7条第1  
項)の項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第1号中「第6条  
第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号  
中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同  
項第2号中「第13条」を「第15条」に改め、同号を同項第3号とし、同項第  
1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第13条第1項に規定する指導及び同条第2項に規定する勧告に関す  
る事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 22 号

五島市公民館条例の一部改正について

五島市公民館条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市公民館条例の一部を改正する条例

五島市公民館条例（平成 16 年五島市条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富江町公民館の項中「五島市富江町富江 170 番地 8」を「五島市富江町富江 165 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

（提案理由）

老朽化した富江町公民館について、富江支所庁舎との合築による建替えをすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 23 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 5 年 9 月 28 日に議決された奥浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 奥浦辺地

(辺地の人口 261人、面積 8.41km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奥浦町  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奥浦町1598番1  
(3) 辺地度点数 198点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

奥浦地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水が発生する原因となっている。このことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	23,487	11,742	11,745	11,742
合計		23,487	11,742	11,745	11,742

〈議案第23号参考〉総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後		変 更 前																																									
<p>総合整備計画書(第1次変更)</p> <p>長崎県五島市 奥浦辺地 (辺地の人口 261人、面積 8.41k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奥浦町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奥浦町1598番1 (3) 辺地度数 198点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 奥浦地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水が発生する原因となっている。このことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和5年度から令和9年度まで 5年間</p> <p>(単位：千円)</p>		<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 奥浦辺地 (辺地の人口 261人、面積 8.41k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奥浦町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奥浦町1598番1 (3) 辺地度数 198点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 奥浦地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水が発生する原因となっている。このことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 令和5年度から令和9年度まで 5年間</p> <p>(単位：千円)</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>23,487</td> <td>11,742</td> <td>11,745</td> <td>11,742</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>23,487</td> <td>11,742</td> <td>11,745</td> <td>11,742</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	特定財源	一般財源	飲用水供給施設	五島市	23,487	11,742	11,745	11,742	合 計		23,487	11,742	11,745	11,742	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>19,402</td> <td>9,701</td> <td>9,701</td> <td>9,701</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>19,402</td> <td>9,701</td> <td>9,701</td> <td>9,701</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額	特定財源	一般財源	飲用水供給施設	五島市	19,402	9,701	9,701	9,701	合 計		19,402	9,701	9,701	9,701
施設名	事業主体				事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																			
		特定財源	一般財源																																								
飲用水供給施設	五島市	23,487	11,742	11,745	11,742																																						
合 計		23,487	11,742	11,745	11,742																																						
施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 費の予定額																																						
			特定財源	一般財源																																							
飲用水供給施設	五島市	19,402	9,701	9,701	9,701																																						
合 計		19,402	9,701	9,701	9,701																																						



議案第 24 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 5 年 9 月 28 日に議決された戸岐・半泊・間伏辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 戸岐・半泊・間伏辺地  
(辺地の人口 137人、面積 5.38km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市戸岐町  
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市戸岐町104番  
(3) 辺地度点数 244点

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

戸岐地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水が発生する原因となっている。このことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	14,518	7,258	7,260	7,258
合計		14,518	7,258	7,260	7,258

（議案第24号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変更後		変更前																																																			
<p>総合整備計画書（第1次変更）</p> <p>長崎県五島市 戸岐・半泊・間伏辺地 （辺地の人口 137人、面積 5.38k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況                      (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市戸岐町                      (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市戸岐町104番                      (3) 辺地度数 244点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情                      戸岐地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水が発生する原因となっている。このことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画                      令和5年度から令和9年度まで 5年間                      （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>7,258</td> <td>14,518</td> <td>7,260</td> <td>7,258</td> <td>7,258</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>7,258</td> <td>14,518</td> <td>7,260</td> <td>7,258</td> <td>7,258</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	飲用水供給施設	五島市	7,258	14,518	7,260	7,258	7,258	合計		7,258	14,518	7,260	7,258	7,258	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 戸岐・半泊・間伏辺地 （辺地の人口 137人、面積 5.38k㎡）</p> <p>1. 辺地の概況                      (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市戸岐町                      (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市戸岐町104番                      (3) 辺地度数 244点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情                      戸岐地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水が発生する原因となっている。このことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画                      令和5年度から令和9年度まで 5年間                      （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>6,099</td> <td>12,198</td> <td>6,099</td> <td>6,099</td> <td>6,099</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>6,099</td> <td>12,198</td> <td>6,099</td> <td>6,099</td> <td>6,099</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	飲用水供給施設	五島市	6,099	12,198	6,099	6,099	6,099	合計		6,099	12,198	6,099	6,099	6,099
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																															
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																																
飲用水供給施設	五島市	7,258	14,518	7,260	7,258	7,258																																															
合計		7,258	14,518	7,260	7,258	7,258																																															
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額																																															
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																																
飲用水供給施設	五島市	6,099	12,198	6,099	6,099	6,099																																															
合計		6,099	12,198	6,099	6,099	6,099																																															

議案第 25 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

令和 5 年 9 月 28 日に議決された濱ノ畔辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

## 総合整備計画書(第5次変更)

長崎県五島市 濱ノ畔辺地

(辺地の人口 1,628人、面積 10.53km<sup>2</sup>)

### 1. 辺地の概況

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔       |
| (2) 地域の中心の位置       | 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 |
| (3) 辺地度数           | 213点                |

### 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

#### (道路施設)

市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

#### (診療施設)

国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来することが懸念される。このようなことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険三井楽診療所の乾式臨床化学分析装置、移動式免疫比濁分析装置及び自動尿分析装置は、いずれも平成22年に設置したものである。しかし、設置後10年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来することが懸念される。

このようなことから、新たに乾式臨床化学分析装置、遠心方式血液分析装置及び半自動尿分析装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

国民健康保険三井楽診療所の心電計は、平成4年に設置したものである。しかし、設置後30年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようなことから、新たに心電計を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

(飲用水供給施設)

八ノ川地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水が発生する原因となっている。このようなことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

### 3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市	22,385	3,300	19,085	19,030
飲用水供給施設	五島市	29,945	14,800	15,145	14,800
合計		81,878	18,100	63,778	63,378

（議案第25号参考）総合整備計画書新旧対照表

（下線の部分は、変更部分）

変	更
前	後
<p>総合整備計画書（第4次変更）</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1,628人、面積 10.53k㎡）</p> <p>長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 213点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>（診療施設） 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p> <p>国民健康保険三井楽診療所の乾式臨床化学分析装置、移動式免疫比濁分析装置及び自動尿分析装置は、いずれも平成22年に設置したものである。しかし、設置後10年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、新たに乾式臨床化学分析装置、遠心方式血液分析装置及び半自動尿分析装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p>	<p>総合整備計画書（第5次変更）</p> <p>長崎県五島市 濱ノ畔辺地 （辺地の人口 1,628人、面積 10.53k㎡）</p> <p>長崎県五島市三井楽町濱ノ畔 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1030番5 213点</p> <p>1. 辺地の概況 （1）辺地を構成する町又は字の名称 （2）地域の中心の位置 （3）辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 （道路施設） 市道里釜裏線は、国道384号線と濱ノ畔地区の中心とを結ぶ路線の一部で、主に地域住民の生活道路として利用されているほか、通学路としても利用されている。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道浜窄線は、国道384号線と浜窄地区の中心とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道丑ノ浦線は、濱ノ畔地区と丑ノ浦地区とを結ぶ生活道路であり、地域住民が頻繁に利用する路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや区画線の劣化が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>（診療施設） 国民健康保険三井楽診療所の超音波診断装置は、平成17年に設置したものである。しかし、設置後15年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、新たに超音波診断装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p> <p>国民健康保険三井楽診療所の乾式臨床化学分析装置、移動式免疫比濁分析装置及び自動尿分析装置は、いずれも平成22年に設置したものである。しかし、設置後10年が経過し、老朽化しているため、故障した場合、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このようことから、新たに乾式臨床化学分析装置、遠心方式血液分析装置及び半自動尿分析装置を整備することで、地域医療の充実を図るものである。</p>

国民健康保険三井薬診療所の心電計は、平成4年に設置したものである。しかし、設置後30年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このことから、新たに心電計を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

(飲用水供給施設)

八ノ川地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水が発生する原因となっている。このようなことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市		22,385	3,300	19,085	19,030
飲用水供給施設	五島市		29,945	14,800	15,145	14,800
合 計			81,878	18,100	63,778	63,378

国民健康保険三井薬診療所の心電計は、平成4年に設置したものである。しかし、設置後30年が経過しており、同型設備の製造の終了により故障しても修理するための部品が確保できない状況であるため、疾病の状況判断に支障を来すことが懸念される。このことから、新たに心電計を整備することで、地域医療の充実を図るものである。

(飲用水供給施設)

八ノ川地区においては、配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水が発生する原因となっている。このようなことから、老朽管の布設替えを行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		29,548	0	29,548	29,548
診療施設	五島市		22,385	3,300	19,085	19,030
飲用水供給施設	五島市		27,588	13,700	13,888	13,700
合 計			79,521	17,000	62,521	62,278



## 議案第26号

### 工事請負契約の変更について

令和5年3月24日に議決された議案第19号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 1,299,019,700円」を「4 工事請負金額 1,313,612,300円」に改める。

### (提案理由)

五島西漁港（嵯峨島地区）災害復旧・関連工事に係る工事請負契約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

## 議案第 27 号

### 市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により市道の路線を次のとおり廃止する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

五島市長 野 口 市太郎

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
奥浦 19 号線	五島市平蔵町 1625 番 3 地先	五島市平蔵町 1550 番 2 地先	な し
奥浦 21 号線	五島市平蔵町 1055 番 地先	五島市平蔵町 1006 番 3 地先	な し
奥浦 48 号線	五島市平蔵町 1507 番 地先	五島市平蔵町 1479 番 地先	な し

### （提案理由）

市道路線の廃止については、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第27号参考〉

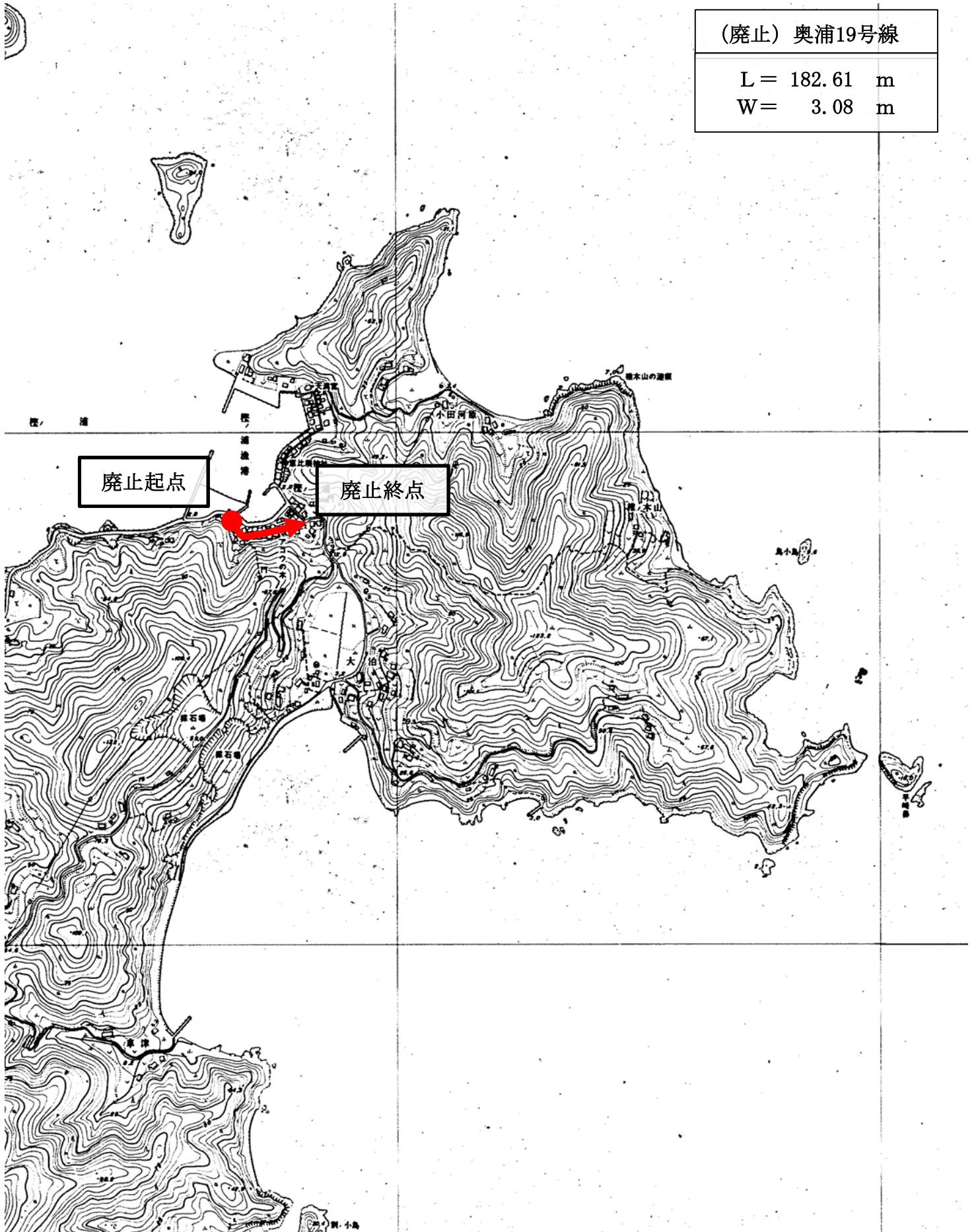
# 廃止路線位置図

S = 1 / 10, 000

(廃止) 奥浦19号線

L = 182.61 m

W = 3.08 m



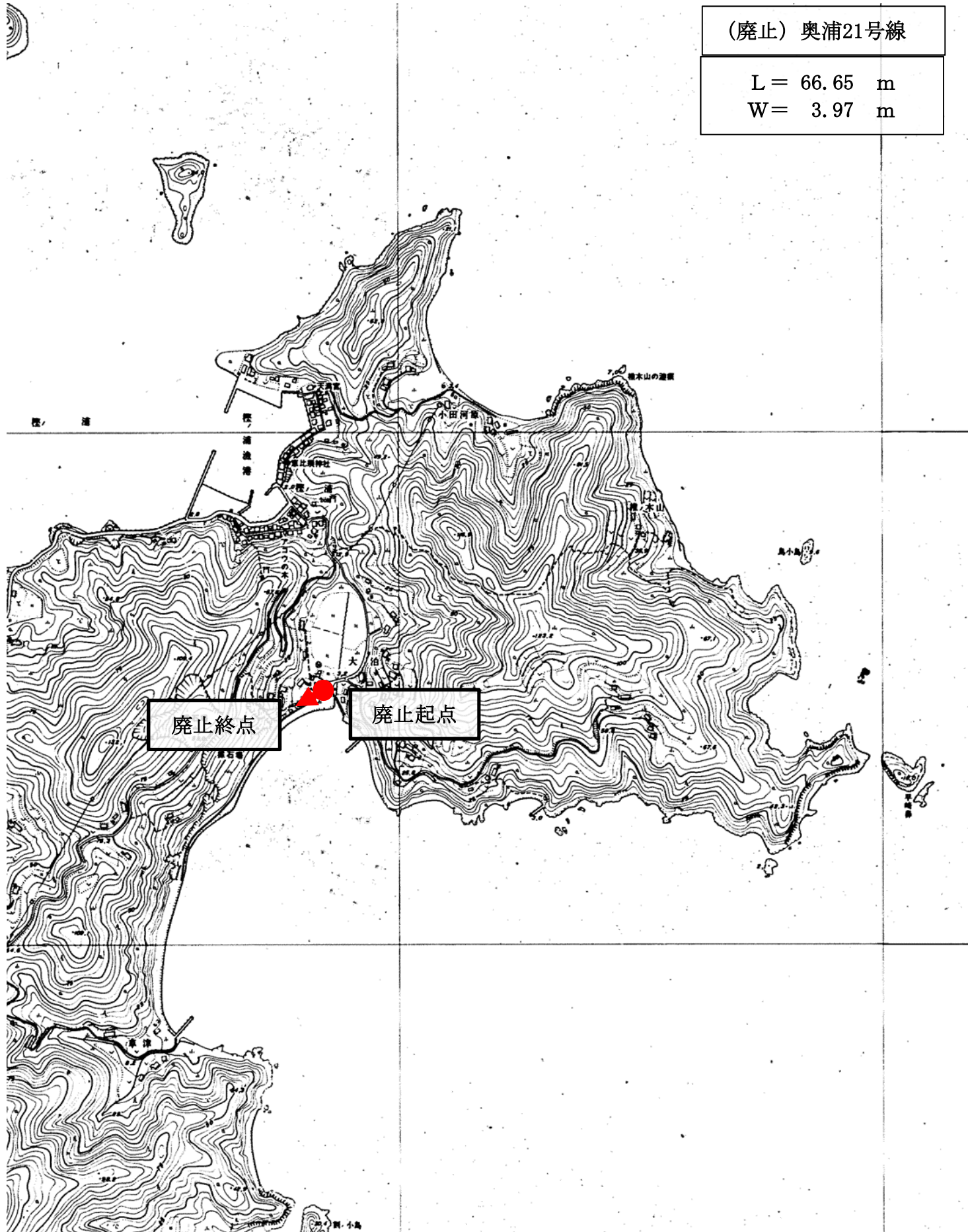
# 廃止路線位置図

S = 1 / 10, 000

(廃止) 奥浦21号線

L = 66.65 m

W = 3.97 m



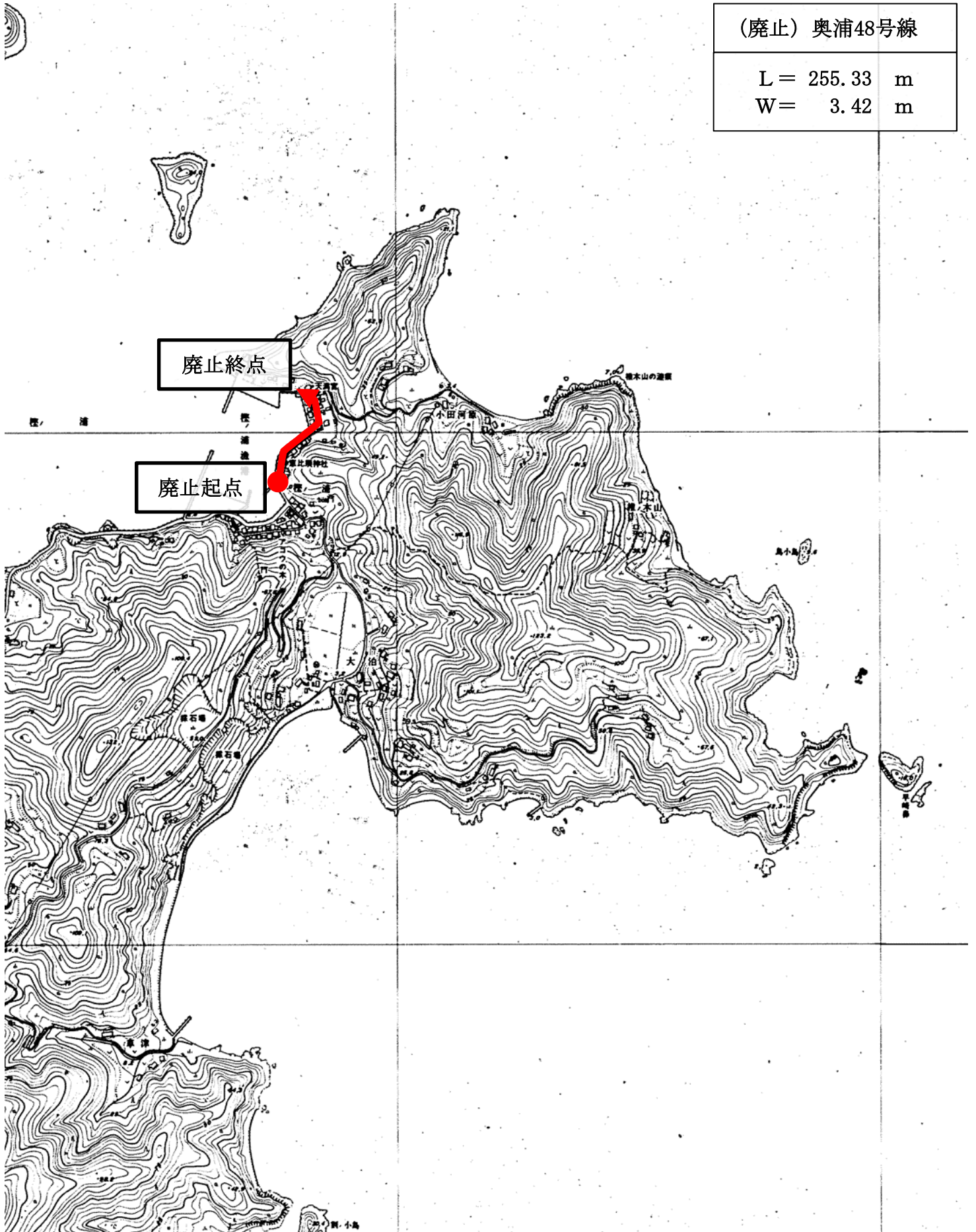
# 廃止路線位置図

S = 1 / 10, 000

(廃止) 奥浦48号線

L = 255.33 m

W = 3.42 m



議案第28号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口 市太郎

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
奥浦19号線	五島市平蔵町1625番 2地先	五島市平蔵町1499番 19地先	なし
奥浦21号線	五島市平蔵町1550番 2地先	五島市平蔵町1051番 第1地先	なし

（提案理由）

市道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

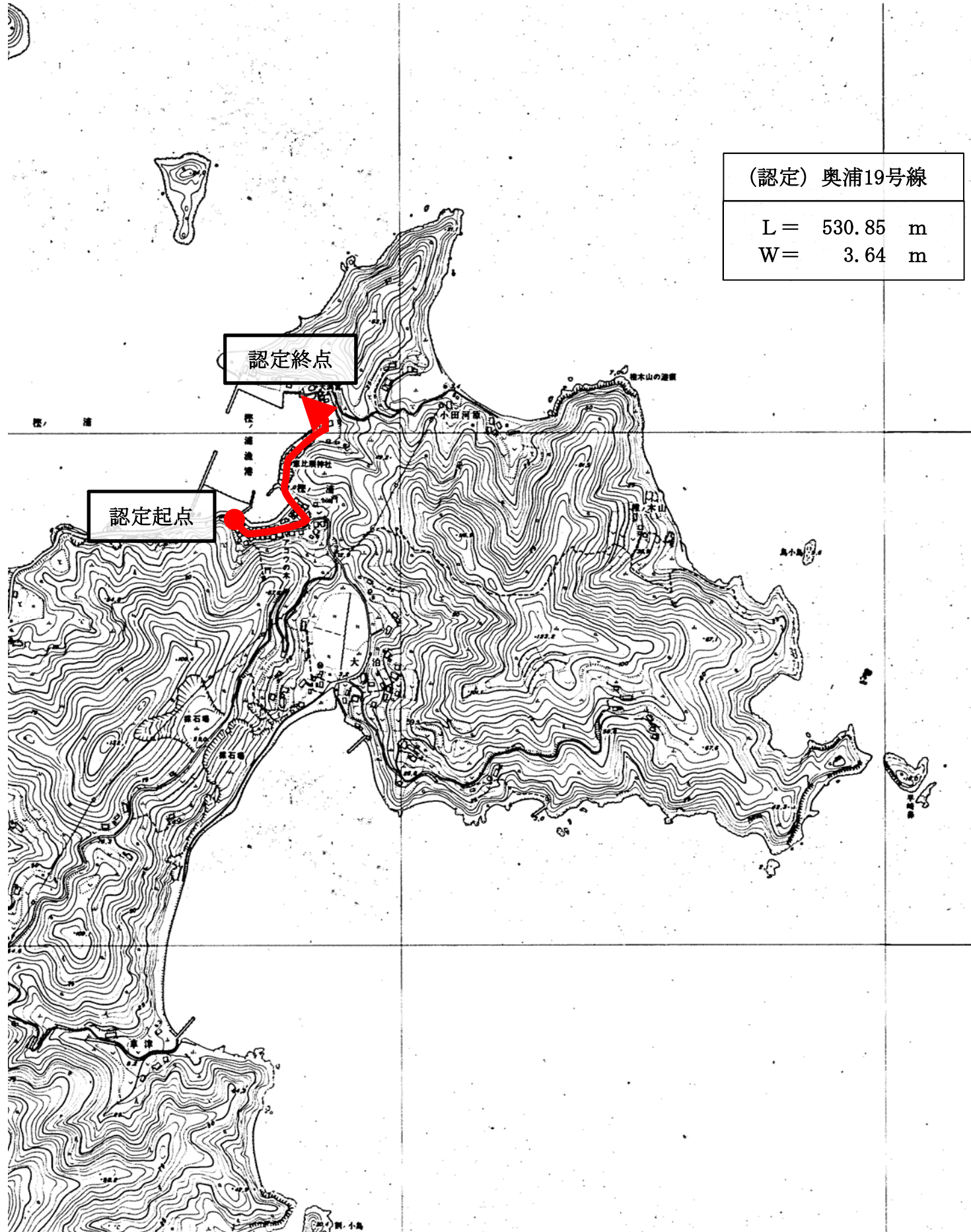
# 認定路線位置図

S = 1 / 10, 000

(認定) 奥浦19号線

L = 530.85 m

W = 3.64 m



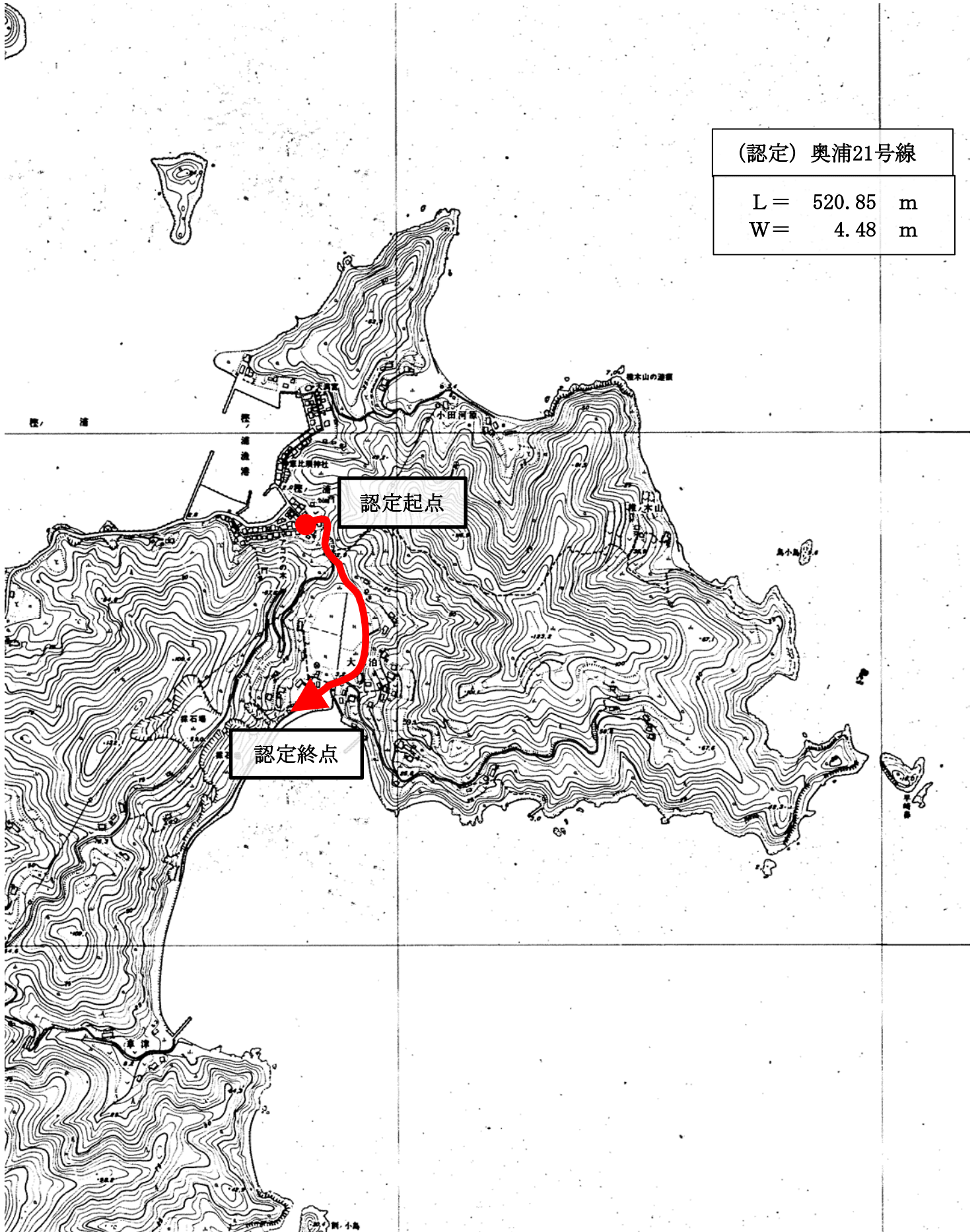
# 認定路線位置図

S = 1 / 10, 000

(認定) 奥浦21号線

L = 520.85 m

W = 4.48 m





## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

五島市長 野口市太郎

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和6年2月9日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について  
交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害 五島市江川町10番地6

賠償の相手方 Mitake合同会社

代表社員 橋本 賢太

2 和解の趣旨

令和5年12月19日、市の小型乗用自動車（長崎501せ618）を運転していた本市文化観光課の職員が、五島市江川町のMitake合同会社の駐車場において、パーキングブレーキをかけずに駐車し、降車したため、同車両が斜面を下り同駐車場に設置されていた看板に接触し、当該看板を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 Mitake合同会社駐車場看板修繕費 96,382円